

# ひょうご 県知協 NEWS

〈兵庫県知的障害者施設協会機関紙〉

発行

兵庫県知的障害者施設協会  
〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館 D会議室

TEL (078) 360-0760

FAX (078) 360-0761

E-mail:hyogo-kenchikyo@dance.ocn.ne.jp

発行責任者 蓬 萊 和 裕

印刷所 株式会社アカツキ印刷

## ごあいさつ

兵庫県知的障害者施設協会  
会長 蓬 萊 和 裕

この夏は、100年を越す気象観測史上、最も気温が高い夏となりました。会員の皆様方はいかがお過ごしでしょうか。平素は、兵庫県知的障害者施設協会の活動に対し、ご協力をいただき感謝いたします。

さて、4月30日に行いました平成22年度の総会におきましては、多くの会員の皆様方の出席を仰ぎ、慎重に審議していただいた結果、提案した議案はほぼ原案通り可決されました。総会が終わり、5ヶ月が過ぎた今、皆様方に承認していただきました事業計画の進捗状況についてご報告いたします。

まず、第一に法人化に向けての取り組みです。法人化に向けての動きは、金附会長の時期まで遡ります。金附会長は、今後、協会の発展には財団、社団を問わず法人化の必要性があると指摘されていましたが、具体的な動きにはつながりませんでした。堺会長は、金附会長の意志を受けて、役員会の中に組織検討委員会を立ち上げ、申請手続きを行いました。当時、公益法人の見直し時期と重なり、社団法人格の取得は困難を極めました。婦木会長の時も引き続き、社団法人格の取得を目指しましたが、公益性の問題をクリアすることができませんでした。そして、この度、総会において比較的、法的な縛りが少ない一般社団への移行を提案し、承認されました。現在、法人化に向けては、正副会長会議で検討を行い、本年度中に定款等を作成し、平成23年度の総会において意見をいただき、平成24年度に設立総会を行う予定としています。

委託事業の内、触法障害者地域移行支援事業の推進につきましては、本年度7月1日、社会福祉法人みつみ福祉会が兵庫県の委託を受け、触法障害者の地域生活定着支援センター「ウィズ」を設立いたしました。本年度の触法障害者地域移行支援事業の研究事業は、「ウィズ」と連携をとりながら、昨年度の調査研究で提言した内容の実現に向け、1.各事業所間の連携を核としたシステムの構築(支援プログラム)、2.触法障害者地域定着センターの周知と協力体制の構築、3.地域定着のための具体的なプログラムの検討、の3つの柱について検討を行うこととしました。尚、2の触法障害者地域定着センターの周知と協力体制の構築につきましては、播磨地区、神戸地区、阪丹但地区の3地区において、研修会を実施いたしますので、是非ご参加下さい。

予算要望と政策提言につきましては、当協会は兵庫県社会福祉協議会の政策委員会の知的障害者種別として参加しており、政策委員会に知的障害者部門として提言いたしました。具体的な提言につきましては、今回の県知協ニュースでも取り上げていますのでご覧下さい。尚、この提言は、8月10日に井戸知事に手渡され、同日、午後1時30分より午後3時30分まで、健康福祉部長、関係局長、課長等と提言説明会を行っています。また、今年は、種別に分かれ、関係部局との意見交換会が計画されており、障害関係は9月15日に行われました。以上のように、事業の進捗状況におきましては、ほぼ計画通りに実施されていると思います。

最後になりましたが、本年になって施設利用者に対する虐待の報道が後を絶ちません。虐待が起こる原因はいろいろありますが、発端は些細なことからだと思います。今一度、利用者支援について、みんなで考えていただきたいと思います。

蓬萊会長の巻頭挨拶にもあるように、兵庫県知的障害者施設協会では、現在、一般社団設立に向けた準備を行っています。この法人化に先行的に取り組んでこられた大阪府知的障害者福祉協会の安本会長にお願いして寄稿文をいただきましたので、本号で掲載いたします。

# 一般社団法人化の経緯とその意義

一般社団法人 大阪知的障害者福祉協会  
会長 安本 伊佐子

大阪知的障害者福祉協会の創設は昭和38年4月である。創設当初から研修、知的障害のある人たちの作品展示など、意欲的な取り組みが行われていたことが伺える。創設の翌年の総会時の施設数は12、現在は200近い事業所が加盟する団体になっている。

平成22年6月18日、一般社団法人大阪知的障害者福祉協会第1回（社員）総会が開催された。これまでの任意団体であった総会と明らかに異なるのは、議決権を有する評議員（社員）が過半数出席しなければ法的に成立しないことである。総会成立の可否が一番気になることであり、法人化に対する評議員の意識でもあったと考えていたので、議決権の有する評議員の過半数の出席（当日出席：93名、書面による議決権行使：56名）が、しかもこれまでの総会時よりはるかに多いことにほっとした。（注：書面による「議決権行使書」を総会資料の送付時に同封する。）

## 一般社団法人化への歩み

早い時期から、法人格取得の方向性は役員会で一致していたようである。法人化に向けた特別基金の積み立ても行っていたようである。

しかしながら、法人格取得に関する総会での決議の記録は一切なく、役員会での議題にはなるが、具体的に進められることはなかったようである。

この間の事務局は大阪府立の施設が事務局を持ち回りで引き受けていた。

しかし、社会福祉基礎構造改革、介護保険制度の実施にはじまり障害者分野においても「措置制度」から「利用契約制度」への移行など障害者福祉をめぐる環境が大きく変化したこと、また、加盟施設数の増加などの理由により施設業務の合間に事務局機能を果たすことが大きな負担となってきた。このような状況下、平成15年8月の評議員会での承認後、9月に大阪市内の中心地である大阪府社会福祉会館内に独立した事務局を設置することになった。

この独立を機に組織のあり方や事業の長期的な継続性を考えたとき、法人化は必要であることが認識され頻繁に役員会で話題になった。法人化の必要性についての共通認識はあるものの法人化に向けた具体的な動きに連動することはなかった。

法人化への具体的一步を踏み出すきっかけは、2008（平成20）年12月からの施行である法人を規定する民法の改正であった。以下に法人化への動きを時系列に示す。

- （1）平成20年5月：大阪知的障害者福祉協会総会でNPO法人化の承認を得る。
- （2）平成21年8月：行政書士に具体的に法人化に向けた動きについて相談する。

NPO法人はなじまないで、一般社団法人が相応しいとの助言を得る。

- （3）平成21年8月の役員会で一般社団法人化取得を確認する。

- (4) 平成21年8月の評議員会でNPO法人でなく一般社団法人格の取得の承認を得る。
- (5) 平成21年9月：行政書士を招いて役員が一般社団法人取得に向けた勉強会をする。  
定款の案作りを行政書士に依頼する。
- (6) 平成21年9月：役員会で定款（案）を示し、会員の定義、会費、議決権の行使、理事数などについて議論し、これら基本的な事項を確認する。詳細は会長に一任。
- (7) 平成21年10月：役員会で決議に必要な評議員の出席を得られるかなど、細かい点の疑問について話し合う。行政書士に相談する。
- (8) 平成21年11月：役員会で定款の確認及び理事：6名、監事：1名とし、いずれも福祉協会役員から選任する。
- (9) 平成21年12月1日：全評議員に定款を送付し、この定款でもって登記すること及び設立時の社員は福祉協会役員とする旨の通知文を送付する。
- (10) 平成22年1月20日：登記  
登記に至るまで、行政書士に適宜相談し作業をすすめる。

法人化実現のプロセスには、思わぬ出来事があるが、意思決定に基づき当初のプランに沿った実行をしなければならない。時間をかければよいというものではない、一気に進めなければ実現できなかったと思う。

法人化の意義は、法律によって組織体そのものに人格が与えられ、権利能力を得られたことである。しかし、法人化、即「社会的信用」が得られるということにはならない。法的に、適正な財務管理、情報公開などにより、結果として「社会的信用」が得られるのであり、今後の法人のありよう如何にあると考える。

我々の組織が今後、どんな目的をもち、どのような事業をするかである。法人の目的にある知的障がい思想の啓発普及、関係機関・団体との連携を考えたとき、単に加盟施設のみを対象とした事業の実施にとどまることなく、市民をも対象とした事業の展開が必要になる。これまで知的障がい関係福祉施設が培ってきた専門的知識、技術・技能などのノウハウを広く還元するなど、広く地域貢献することが求められると認識している。

今後、長期的、かつ継続的に知的障がい福祉の向上に向けた活動をするために、また、公益性のある事業主体を目指すための前提条件として「法人化」は必然であったと考えている。

## 一般社団法人化について

一般社団法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律（平成18年法律第48号）」に基づいて設立された社団法人のことをいい、設立の登記をすることによって成立する法人です。

現在、法人格を持たない任意団体である兵庫県知的障害者施設協会が一般社団法人化するには、定款の作成や、理事の選任、会員資格等を明確にして、法務局への登記をする必要がありますが、設立のハードルは高くないといわれております。これまでの会員が社員となり、総会も社員総会となる等、変化も出てきますが、兵庫県知的障害者施設協会にとって、公的な事業を今後も広く展開するに当たっては、どうしても法人格を持つことが必要な時期に来たと言えます。

# 「ウィズ」開設2か月を経過して

兵庫県地域生活定着支援センター  
所長 永井光明

早いもので7月1日に兵庫県遺族会館（神戸市中央区花隈町）の1階に事務所を開設して2ヶ月、部屋の改修工事、事務機器等の設置、スタッフの初顔合わせなどハード・ソフトともにほとんどゼロからスタートし、最近、やっとい応の態勢が整い、センター本来の機能が果たせる段階になってきたと感じています。

この機会にセンターを取り巻く状況や課題等についてご紹介し、県知協の会員の皆様はじめ関係者の方々のセンターへのご理解を深めていただければと思っています。

（「ひょうご県知協NEWS 73号（22年7月10付）」も併せてご覧ください。）

## ■全国の状況

センターは、刑務所を出所した障害者・高齢者のための福祉施策として、国が平成21年度から事業化した「地域生活定着支援事業」（以下「事業」という。）を行う機関です。

具体的な業務としては、主に、①福祉サービス等の提供のためのコーディネート業務、②受入れ施設等へのフォローアップ業務、③本人・家族等への相談支援業務、④制度や仕組等の研修・啓発業務です。

この事業の実施主体は都道府県で、事業の実施機関として各都道府県に1ヶ所、センターを設けることになっています。全国では、8月16日現在、30道府県に31のセンターが設置されています（北海道のみ2ヶ所）

都道府県は、この事業を民間団体等に委託できることになっており、センターの運営主体としては、いわゆる民間の社会福祉法人、社会福祉事業団、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO法人など様々で、県直営は1ヶ所です

また、現在、各道府県のセンターの全国組織として全国地域生活定着支援センター協議会（略称「全定協」）の設置準備が進められています。

## ■兵庫県では

兵庫センター開設に向けた準備段階として、昨年度、県からの委託を受けた県知協が検討委員会を設け、「触法障害者地域移行支援事業に関する調査検討報告書」（以下「報告書」という。）をまとめ、県に提言をしています。併せて、今年2月には、これをテーマにフォーラムを開催しています。

これらの成果として、今年6月、社会福祉法人みつみ福祉会が県からこの事業の委託を受け、兵庫センターを開設する運びとなりました。

兵庫センターの愛称である「ウィズ」の由来は、「兵庫県地域生活定着支援センター」が如何にも長く、堅苦しい名称であることから、みつみ福祉会の職員から愛称を募集し、“with”の意味で選定しました。みつみ福祉会の運営理念「共に生きる」と合致し、また、出所障害者・高齢者であっても地域の中でともに普通の暮らしができるようにとの願いを込めたものです。「ウィズ」の愛称が広く定着することを願うものです。

兵庫センターは、県が開設から概ね3か月間を、本格稼働に向けての準備期間としたことから、司法側における協働パートナーである神戸保護観察所の理解も得て、この間、準備業務を最優先してきました。この事業やセンター業務、関連する司法・福祉制度の学習、センター運営規程や各種書式等の整備、刑務所や更生保護施設等の視察などなどです。

スタッフは、私を含め4名で、3名はみつみ職員、1名は上野丘からの派遣職員となっています。また、私を除くスタッフは、年齢30歳前後と若く、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有しています。全員、この仕事に対する熱い思いを持ち、スタッフ間のコミュニケーション・協力関係は至って良好です。

準備期間とは言え、この間に、兵庫センターが何らかの関与をした個別ケースは12件で、そのうち現在、継続案件は3件、うち2件について、近く、刑務所での本人面接をすることになっています。

本県の場合、県内の刑務所等の矯正施設の数、北海道に次いで多く、今後、ケースはどんどん増えてくるものと思われます。

## ■課題とセンターの役割

そもそも刑務所を出所した障害者・高齢者が地域生活へ移行・定着する上で、大きな課題として二つあると感じています。

一つは、司法（刑務所等）と福祉の間の壁（かべ）、あるいは溝（みぞ）である。司法は犯罪者の処罰と更生を、福祉はすべての人々のしあわせ、ゆたかさの実現をそれぞれ目的としています。当然のことながら、それぞれ別の原理に基づいて制度がつくられ、それを動かす組織が構築され、またそれに従事・関係する人々の意識が培われ、それぞれの風土・文化が育まれています。

罪を償って、出所してきたにもかかわらず、更生できず、地域社会の中でその人らしい普通の生活を送ることもできず、再犯を繰り返す。そのような障害者・高齢者が多数いるのは、まさにこのような制度・組織・意識・風土の厚い壁（かべ）に阻まれ、あるいは深い溝（みぞ）に落ち込んでいるためと考えます。

二つは、受入れる福祉の側の未経験等からくる不安・懸念事由です。

①犯罪・出所者に対する先入観、②支援ノウハウや職員態勢など受入れ態勢、③受入れ後のトラブル等、④受入れ後の次の移行先確保や受入れの長期化、⑤経営収支への影響などです。このことは前述の報告書の調査結果からも窺えます。

この度の「地域生活定着支援事業」は、まさにこのような課題の解決のために、司法と福祉の双方が相互に相手方の制度や風土・文化などを理解し、連携・協働のフィールドをつくり、システムやルール、ツールづくりをしようとするものです。

それには、この事業の創設・責任主体である国（法務省・厚労省）はもとより、実施主体である県（健康福祉部）による、継続的な評価・見直し・改善の取り組みが不可欠です。

このような認識のもとに兵庫センターの役割は、一つひとつの具体的なケースについて、丁寧に、全力で取り組み、成功（不調）事例を積み上げていくことです。と同時に、そのプロセスを通じて必要なルールやツールづくり、さらにはセンターを中心とした、司法、あるいは福祉の様々な地域資源との関係を構築していくことです。加えて、そのような仕組み・社会づくりに積極的に参画することです。

このことにより壁に風穴を開け、あるいは溝に橋を架けて刑務所から地域社会へソフトランディングさせる、しっかりとした道筋をつけていけるものと確信しています。

県知協では、今年度も県からの委託により、前述の検討委員会において、昨年度の県への提言内容を具体化するものとして「地域移行・社会復帰プログラム」を策定します。これにはセンタースタッフも参画しており、出所者を受入れる福祉施設・事業所にとって実効あるものになることを大いに期待しています。

おわりに、この事業は、先にも述べたように司法・福祉等の関係者相互の連携・協働と双方の息の長い、不断の努力が不可欠です。県知協の会員の皆様をはじめ、関係者の方々の、今後とも兵庫センターへのご支援・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

この8月、兵庫県社会福祉協議会では、県内の市町社会福祉協議会、各種別協議会、社会福祉関係団体など会員の声を取りまとめて平成23年度の兵庫県の社会福祉政策への提言をまとめました。当県知協が提案した知的障害者福祉分野についての課題に関わる提言を、ここに抜粋して紹介いたします。

## 兵庫県の福祉政策に対する提言

### V 障害者の自立生活支援施策について

#### 【提案理由】

現在、障害者自立支援法後の新法制定に向け幅広い議論がなされていますが、障害者福祉の基本は、障害者がその個性に応じて地域で自立生活を送ることができる仕組みを築き上げることです。障害者の尊厳が守られ、地域での自立生活を可能にするため、以下の施策を講じるよう提案します。また、障害者の生活を支援するには福祉行政のみならず住宅、医療、教育等生活関連施策との連携が重要となります。各施策を実施する際には、現場の声を踏まえ行政内の連携を密にして取り組まれるよう提案します。

#### 【具体的な提案項目】

#### 新 1. 高齢知的障害者対策の充実・推進

知的障害者入所施設では利用者の高齢化が進み、その対処に苦慮しています。障害者自立支援法では、「昼夜分離」としているにもかかわらず、日中の支援員をもって施設入所支援の夜勤を可能としています。

施設入所支援においては、高齢化とそれに伴う重度化が進むなかで、今後ますます健康管理が必要不可欠となることから、看護職員を生活支援員の総数とは別に配置する等施設入所支援の人員配置基準の見直しを提案します。

また、今後の知的障害者施設整備については、建物の老朽化と利用者の高齢化・重度化という視点から、バリアフリー等の整備、医療設備の充実を行うための助成事業の創設を提案します。

#### 新 4. 公営住宅に共同生活介護（ケアホーム）等の整備

施設入所者の障害者が地域生活を望んでも、その前提となる住宅確保は困難な状況です。障害者の地域生活移行を促進するため、県営住宅等公営住宅に居宅介護のケアステーション、ケアホームなどを整備し、近隣の社会福祉施設等と連携しながら、障害者が暮らしやすい住環境整備を進めることを提案します。

#### 新 5. 放課後障害児育成事業の拡充

特別支援学校に就学している障害児が放課後を過ごすための場を確保するため、今年度県内5か所で放課後障害児育成事業が実施されています。しかし、この事業を求めているのは特別支援学校の児童だけではありません。その他の学校に通学する障害を持つ児童が利用できるような利用対象の拡大を提案します。また、事業を安定的に実施するためにも補助金の増額も併せて提案します。

#### 新 6. 障害者福祉サービス管理責任者研修の拡充

障害者福祉サービス事業所は、サービス種類毎にサービス管理責任者研修等を修了する等、一定要件を有するサービス管理責任者を平成24年3月までに配置する必要があります。兵庫県では、サービス管理責任者研修を実施していますが、受講できるのは1事業所1名と限られ、修了者も年間350名前後に留まっています。これまでの修了者が退職、異動したことによって

未だ要件を満たしたサービス管理責任者を配置できない事業所も多くあります。

平成24年3月までに県内全ての事業所にサービス管理責任者を配置できるようにするため、障害者福祉サービス管理責任者研修を年間2回以上実施し、1,000名程度が受講できるよう提案します。

また、年度途中の退職等によりサービス管理者が不在となった場合、研修受講の誓約書を提出させることで、臨時サービス管理責任者として認め、減算対象としないよう提案します。

## **新** 7. 障害者福祉サービスの市町格差の是正

障害者の福祉サービスは、市町において認定及びサービス支給が決定されます。市町によっては、同じ障害程度、ニーズであってもサービス支給決定に差が見受けられます。どの地域に住んでも障害者が安心して地域で暮らしていけるよう、障害者福祉サービスの市町格差を是正されるよう提案します。とりわけ、以下の施策については早急に改善されるよう、ガイドラインの作成を行う等、各市町行政を指導されるよう提案します。

### (1) 地域活動支援センターの利用要件の緩和

生活介護、就労継続支援（通所作業所等）の利用者に対し、市町事業である地域活動支援センターの利用を制限する市町が見受けられます。土日の支援、通所施設閉館後の余暇活動等の場として、地域活動支援センターが活用されるよう、利用要件の緩和を提案します。

### (2) 施設サービス、居宅サービスの併用

施設利用者の帰省時における移動支援、帰省先の居宅介護の利用に制限を課す市町が見受けられます。利用者の生活実態に合わせ、施設サービスと居宅介護サービスが併用して利用できるよう提案します。

## **新** 8. 処遇困難ケースに対する措置の積極的活用

現在、障害者福祉において措置されるケースは明らかに虐待により保護されたケース、生活保護で身寄りのないケース等限られたものになっています。しかし、家族からの虐待の疑いがあり保護が必要なケース、反社会的行動を繰り返す人（触法リスクの高い人）等を施設で受け入れる場合、現行の契約制度では即時対応が難しい場合があります。処遇困難で即時対応が必要なケースには、積極的に措置を活用するよう提案します。

## 国への働きかけ

## 6. 障害者の自立生活支援施策の充実

### **新** (1) 障害者福祉サービス報酬の改善

障害者の自立支援を行う障害者福祉サービスは、障害者の生活実態に合わせて改善していく必要があります。障害者の生活向上に向け、以下のサービスの報酬を改善されるよう提案します。

#### 1) 障害者の入院付添い加算の創設

知的障害者が入院する際に、障害者のこだわり等の特性により、病院から付き添いを求められる場合が多くあります。家族で付き添いができない場合、施設から付添い人を派遣する場合があります。この場合の付添い人による介助は報酬対象にはなっておらず、法人の持ち出しとなっております。障害者が安心して入院治療できるようにするため入院付添い加算を創設されるよう提案します。

#### 2) 地域生活移行個別支援特別加算の基準の緩和

障害者の地域生活移行を促進するために、各入所施設に個別計画ならびに移行支援が求められています。この事業を行うため、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者を配置している事業所には地域生活移行個別支援特別加算が設けられています。しかしながら、無資格者の職員の中にも各種別協議会の地域移行に関する研修等より技術・技能の高い職員

が多数います。これらの職員に対しても同特別加算の対象となるよう、特別加算の基準を緩和することを提案します。

### 3) ケアホーム・グループホームの人員配置基準の見直しと報酬単価の増額

ケアホーム・グループホームの質の良いサービスを確保するため、支援員の処遇改善を図る必要があります。良質な支援員を確保するため報酬単価の引き上げを提案します。また、知的障害者の実態に即した人員配置基準の見直しを提案します。

### (2) 高齢知的障害者対策の充実・推進

知的障害者入所施設では利用者の高齢化が進み、その対処に苦慮しています。障害者自立支援法では、「昼夜分離」としているにもかかわらず、日中の支援員をもって、施設入所支援の夜勤を可能としています。

施設入所支援においては、高齢化とそれに伴う重度化が進むなかで、今後ますます健康管理が必要不可欠となることから、看護職員を生活支援員の総数とは別に配置するなど施設入所支援の人員配置基準の見直しを提案します。

また、今後の知的障害者施設整備については、建物の老朽化と利用者の高齢化・重度化という視点から、バリアフリー等の整備、医療設備の充実を行うための助成事業の創設を提案します。

### (3) 障害者福祉サービス管理責任者の経過措置の延長

障害者福祉サービス事業所は、サービス種類毎にサービス管理責任者研修等を修了する等一定要件を有するサービス管理責任者を、平成24年3月までに配置する必要があります。しかし、県によっては研修受講に制限があり、経過措置期間内に全ての事業所にサービス管理責任者を配置することが難しい状況にあります。ついては、サービス管理責任者の配置状況を踏まえ、現行の経過措置を延長するよう提案します。

### (4) 処遇困難ケースに対する措置の積極的活用

現在、障害者福祉において措置されるケースは明らかに虐待により保護されたケース、生活保護で身寄りのないケース等限られたものになっています。しかし、家族からの虐待の疑いがあり保護が必要なケース、反社会的行動を繰り返す人（触法リスクの高い人）等を施設で受け入れる場合、現行の契約制度では即時対応が難しい場合があります。処遇困難で即時対応が必要なケースには、積極的に措置を活用するよう提案します。

## 市町への働きかけ

### 新 3. 障害者福祉サービスの市町格差の是正

障害者の福祉サービスは、市町において認定及びサービス支給が決定されます。市町によっては、同じ障害程度、ニーズであってもサービス支給決定に差が見受けられます。どの地域に住んでも障害者が安心して地域で暮らしていけるよう、障害者福祉サービスの市町格差を是正されるよう提案します。とりわけ、以下の施策については早急に改善されるよう、市町に対して助言・指導されること提案します。

#### (1) 地域活動支援センターの利用要件の緩和

生活介護、就労継続支援（通所作業所等）の利用者に対し、市町事業である地域活動支援センターの利用を制限する市町が見受けられます。土日の支援、通所施設閉館後の余暇活動等の場として、地域活動支援センターが活用されるよう、利用要件の緩和を市町に対して助言・指導されること提案します。

#### (2) 施設サービス、居宅サービスの併用

施設利用者の帰省時における移動支援、帰省先の居宅介護の利用に制限を課す市町が見受けられます。利用者の生活実態に合わせ、施設サービスと居宅介護サービスが併用して利用できるよう、市町に対して助言・指導されること提案します。

## 阪丹但地区の動き

制度の動向も気になると思いますが、我々の一番大事なことは、目の前にいらっしゃる利用者へ、如何により良い支援を提供できるかだと信じております。

さて、それらを踏まえまして、阪丹但地区では、今年度も昨年度に引き続き、主として職員のスキルアップを目的とし、月に1度の割合で研修会を実施しております。これらの研修につきましては、「キャリアアップ研修事業」「複数事業所連携事業」の補助金を利用し、計画しています。

今年度、すでに実施した研修としましては、

- ・ 7月6日 中堅及び管理職を対象に「わかりやすい決算書の見方」を、丸岡会計事務所税理士の松本氏より。
- ・ 7月29日 支援員対象に「知的障害児者のてんかんについて～治療編」を、しらさかクリニックの白坂医師より。
- ・ 7月31日 支援員を対象に「ダウン症について」を、東京学芸大学の菅野教授より。
- ・ 8月2日 支援員を対象に「障害者就労支援の現状について」「職業準備性と就労支援」「ジョブコーチ概要」を一日研修とし、加島友愛会の酒井氏より。
- ・ 9月12日 支援員を対象に「当事者から・・・そして体験を通して学ぶ“困ったカラダ”ふざけるわけじゃないのに」を姫路独協大学の太田教授と発達障がい当事者の笹森氏のコラボレーションによる一日研修会で、午前は疑似体験と困り感を中心に、午後はポジティブ感を中心に感覚統合理論を交えお話いただきました。

どの研修会も参加者から好評を得ており、会員の皆様のスキルアップに繋がったのではと思われます。

10月以降も、「感染症について」、「権利擁護について」や、事務職員対象研修、給食担当者研修等を含めた幅広い対象の職員研修を企画しておりますので、奮ってご参加下さい。阪丹但で研修を務めて下さる講師の方々は、過去にもお引き受け下さった方々が多く、阪丹但の会員職員からも、「再度講師を」との熱いご要望にお応えした計画となっております。阪丹但の研修会では研修会ごとにアンケート調査を実施していますので、是非とも忌憚ないご意見をご記入下さい。今後もそれらのアンケートを基に研修計画を実施して参ります。

## 神戸地区の動き

県知協・神戸地区は、「神戸市知的障害者施設連盟」として、独自の歴史を歩み、政令市である神戸市当局と連携しながら活動を進めており、総会規則に基づく予算と事業計画により定例の施設長会、職員部会、行事等を企画実施しています。今回は、本施設連盟の活動状況について少しばかり紹介をしたいと思います。

神戸市関係では、代表である会長は神戸市市民調査委員会特別委員となり、また神戸市民の福祉を守る条例に基づき民生委員審査専門部会、神戸市障害者施策推進協議会、神戸市障害者福祉就労促進事業運営協議会の委員等に委嘱され、各会議の意見交換に参加、障害者福祉の向上を目指す全般的な協議に関わります。

そして、神戸市社会福祉協議会においても評議員としての委嘱を受け、施設部会を構成、大都市社会福祉種別研究会で諸問題を協議・検討、中央行政に意見提案をしています。同時に神戸市の障害者部会の委員に位置づけられていることから神戸市予算に対する要望書の提出、施設で働く職員の退職手当共済・福利厚生運営委員会に関わり情報交換をもしています。また、神戸市障害者スポ

ーツ協会の役員として、こうべ障害者音楽フェア実行委員となり障害者の啓発活動の一環としてのスポーツ、文化を通じて組織的な繋がりをもって幅広い分野で活動が進められています。

さらに、県知協の構成メンバーでもあるので兵庫県からの委託事業、経営協構成メンバーとして施設運営に掛かる施設整備、職員資質向上や障害者啓発の研修の場を作り職員交流を行い、施設現場のあり方などの意見交換を県知協・職員部会と連携して行われています。職員部会では、6月18日に阪丹但、播淡、神戸地区との合同意見交換会が持たれ、6月11日には全国障害者スポーツ大会出場選手選考会が開かれて出場選手が決定、目下、強化訓練が始められています。その他にも、県からの委託事業である複数事業連携事業、キャリアアップ研修事業を予定しています。

施設長会においては神戸市保健福祉局障害福祉部から行政説明を受け、今後の施設運営のあり方について検討を行ったり、施設長県外研修、養護学校卒業生の受け入れについて、神戸市手をつなぐ育成会との合同レクリエーション等を話し合っています。

最近では県知協・事務局からの「触法障害者地域移行支援事業に関する調査検討報告書」を受け、どのような対応をしていけばよいのか思案しているところです。虐待防止法との絡みから、とにかく関係機関との連携なくしてはできないことなので意見交換の場を早急に用意して今後に繋げるよう調整をしております。

## 播 淡 地 区 の 報 告

昨年は新型インフルエンザの影響で予期せぬ事態もありましたが、今年度は予定している計画を順調に進めています。4つの委員会の中でスポーツ委員会は6月にばんたん親善運動会を企画し、加古川の陸上競技場に播淡地区43施設の利用者・職員1000名と多くのボランティアが集まりました。お天気にも恵まれ、利用者の皆さんが元気いっぱい走っている姿や2年ぶりの再会を喜ぶ微笑ましい姿もあちこちで見られ、昼休みのアトラクションでは民族楽器演奏グループ「ティード」の演奏と、それに合わせ施設長等の仮装行列も盛り上がり思い出いっぱいの運動会でした。

研修委員会は現場の支援員を対象に年2回の研修を予定していますが、第1回は7月に美作大学の石飛先生に「支援記録の書き方」をテーマにお話していただきました。記録の大切さや書き方について、いろんな角度から考えるいい機会となりました。

研究委員会は施設長・職員代表者等を対象とした一泊研修会を8月に開催しました。身近な問題の中から人権・虐待・高齢化・メンタルヘルス・・・と幅広く取り上げ、興味深いお話をたくさん聞かせていただきました。人権については全国家族ネットの由岐会長に親の立場からの熱い思いを聞かせていただき、障害者自立支援法の考え方（働くことと地域に出ることのみに価値がある）を再確認し、揺れ動く政治の中でも主張していくことの重要性も実感。大阪の知的障害者福祉協会の安本会長と権利擁護委員長の智原氏からは、新聞報道された施設内虐待事件の状況と立て直しの過程を詳しくお話していただき、管理的立場にある職員の意識改革の必要性を再認識。しがらき会の滝井施設長からは、高齢知的障害者の地域生活について現状報告。予防医学情報研究所の朝川所長からは、メンタルヘルスに関して何事も人のせいにする生き方を全否定、楽しいおしゃべりの中から「にこにこ挨拶のできない上司、相手の話に合わせていくことのできない上司はダメ」と自らを変えていくことの大切さを伝えていただきました。

文化委員会では12月にばんたん・ゆうあい文化祭を計画、音楽や演劇を通じて表現することの喜びを感じてもらおうと着々と準備を進めています。その他、クローズアップされているのが触法障害者の問題、施設長研修にも取り上げ、制度の谷間に取り残された人たちへの支援も緊急課題と位置づけています。

## 平成22年度 兵庫県知的障害者施設協会 地区別・種別ごとの会員施設数一覧

| 施設種別    | 地 区 別 |     |     | 三地区合計 |
|---------|-------|-----|-----|-------|
|         | 神 戸   | 阪丹但 | 播 淡 |       |
| 公 設 公 営 | 7     | 2   | 9   | 18    |
| 公 設 民 営 | 5     | 4   | 9   | 18    |
| 民 設 民 営 | 27    | 52  | 55  | 134   |
| 各地区 計   | 39    | 58  | 73  | 170   |

|            |    |    |    |    |
|------------|----|----|----|----|
| 《旧法施設》     | 17 | 25 | 49 | 91 |
| 1. 児 童 通 園 | 4  | 4  | 3  | 11 |
| 2. 児 童 入 所 | 3  | 4  | 3  | 10 |
| 3. 通 所 更 生 | 0  | 2  | 8  | 10 |
| 4. 入 所 更 生 | 2  | 4  | 15 | 21 |
| 5. 通 所 授 産 | 8  | 8  | 16 | 32 |
| 6. 入 所 授 産 | 0  | 2  | 1  | 3  |
| 7. 通 勤 寮   | 0  | 0  | 2  | 2  |
| 8. 重 心     | 0  | 1  | 1  | 2  |

|             |                    |                   |                    |    |
|-------------|--------------------|-------------------|--------------------|----|
| 《新体系事業所》    | 22                 | 33                | 24                 | 79 |
| 9. 多 機 能 型  | 6<br>(うち施設入所支援2)   | 20<br>(うち施設入所支援4) | 12<br>(うち施設入所支援3)  | 38 |
| 12. 就 労 B 型 | 1                  | 1                 | 0                  | 2  |
| 14. 生 活 介 護 | 14<br>(うち施設入所支援10) | 12<br>(うち施設入所支援8) | 11<br>(うち施設入所支援10) | 37 |
| 15. 児 童 デ イ | 0                  | 0                 | 1                  | 1  |
| 17. 就 労 移 行 | 1                  | 0                 | 0                  | 1  |

|       |    |    |    |     |
|-------|----|----|----|-----|
| 各地区 計 | 39 | 58 | 73 | 170 |
|-------|----|----|----|-----|

|                    |   |    |    |    |
|--------------------|---|----|----|----|
| 非会員事業所<br>(会費納入なし) | 3 | 15 | 16 | 34 |
| CH ・ GH            | 2 | 8  | 8  | 18 |
| 訪 問 系              | 1 | 2  | 1  | 4  |
| 相 談 支 援            | 0 | 3  | 5  | 8  |
| 地域活動支援             | 0 | 1  | 0  | 1  |
| 就 労 B 型            | 0 | 0  | 1  | 1  |
| 生 活 介 護            | 0 | 0  | 1  | 1  |
| 児 童 デ イ            | 0 | 1  | 0  | 1  |

|       |    |    |    |     |
|-------|----|----|----|-----|
| 総 合 計 | 42 | 73 | 89 | 204 |
|-------|----|----|----|-----|

## 《日誌抄》

|    |               |                                              |      |                          |
|----|---------------|----------------------------------------------|------|--------------------------|
| 5月 | 9日            | 第4回兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会<br>(第19回ひょうご・ゆうあいスポーツ大会) | 三田市  | 関西学院大学三田キャンパス陸上競技場<br>ほか |
|    | 11日           | 近畿地区第1回役員会・総会                                | 和歌山市 | ホテルグランヴィア和歌山             |
|    | 14日           | 日本知的障害者福祉協会第1回理事会                            | 東京都  |                          |
|    | 19日           | ICS姫路市ウェルフェア(株)による会計指導                       | 神戸市  | 県知協事務協                   |
|    | 24日           | 触法プロジェクト第1回ワーキングチーム会合                        | 神戸市  | 兵庫県母子会館1F、A会議室           |
|    | 25日           | 日本知的障害者福祉協会第2回理事会・第0回評議員会                    | 東京都  |                          |
|    | 26日           | 第1回会長・副会長会                                   | 神戸市  | 兵庫県母子会館1F、A会議室           |
|    | 31日           | 福祉人材確保緊急対策事業に関する説明会                          | 神戸市  | 兵庫県庁                     |
| 6月 | 1～3日          | 「希望の船」出航式                                    | 神戸市  | 神戸ターミナル ふじ丸              |
|    | 12～13日        | 全国発達支援協議会                                    | 東京都  |                          |
|    | 16日           | 第2回役員会                                       | 神戸市  | 兵庫県母子会館2F、A会議室           |
|    | 18日           | 平成22年度会費請求発送、第1回職員部会意見交換会                    | 神戸市  | 兵庫県印刷会館4階 円卓会議室          |
|    | 19～20日        | 第35回全国通勤寮職員研究大会                              | 大阪市  |                          |
|    | 22日           | 触法プロジェクト第2回ワーキングチーム会合                        | 神戸市  | 兵庫県母子会館2F、B会議室           |
| 7月 | 2日            | 第1回福祉の集い打合せ会                                 | 神戸市  | 兵庫県印刷会館4階 円卓会議室          |
|    | 5～6日          | 全国知的障害関係施設長会議                                | 東京都  | 東京国際フォーラム                |
|    | 8～9日          | 第19回全国グループホーム・ケアホーム研修会<br>全国居宅・地域支援サービス研究大会  | 千葉市  |                          |
|    | 13日           | 第1回近畿地区更生施設分科会                               | 大阪市  | 大阪知福協事務局                 |
|    | 15日           | 第2回会長・副会長会                                   | 神戸市  | 兵庫県母子会館2F、事務局            |
|    | 23日           | 第2回福祉の集い打合せ会                                 | 神戸市  | 兵庫県印刷会館4階 円卓会議室          |
|    | 26日           | 新任職員研修会                                      | 尼崎市  | 尼崎市立すこやかプラザ              |
|    | 27日           | 触法プロジェクト第3回ワーキングチーム会合                        | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第5会議室         |
|    | 28日           | 新福祉センター入居団体連絡会議                              | 神戸市  | 兵庫県福祉センター                |
| 8月 | 5日            | 触法プロジェクト第1回検討委員会                             | 神戸市  | 兵庫県林業会館 304号室            |
|    | 9日            | 民間社会福祉事業職員互助会第1回運営委員会                        | 神戸市  | 県社協                      |
|    | 10日           | 第2回近畿地区更生施設分科会                               | 神戸市  | 神戸ポートピアホテル               |
|    | 11日           | 第3回福祉の集い打合せ会                                 | 神戸市  | 兵庫県印刷会館4階 円卓会議室          |
|    | 13～16日        | 事務局 夏期休暇                                     |      |                          |
|    | 19日           | 第3回役員会                                       | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第3会議室         |
|    | 20日           | 触法プロジェクト第4回ワーキングチーム会合                        | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第5会議室         |
|    | 23日           | 近畿地区第2回役員会                                   | 和歌山市 | ホテルグランヴィア和歌山             |
|    | 30～31日        | 全国日中活動支援部会施設長研究会議                            | 大阪市  |                          |
|    | 30日           | 法人運営に関する意見交換会<br>定着支援センタとワーキング話し合い           | 神戸市  | ラッセホール／定着支援センター          |
| 9月 | 5日            | 第49回近畿知的障害者福祉大会                              | 大阪市  | 市立北区民センター                |
|    | 6日            | 職員部会第2回意見交換会                                 | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第5会議室         |
|    | 8～10日         | 全国知的障害者施設家族会連合会全国大会                          | 神戸市  | 神戸メリケンパークオリエンタルホテル       |
|    | 8日            | 第3回近畿地区更生施設分科会                               | 大阪市  | 大阪知福協事務局                 |
|    | 10日           | 県知協各種スポーツ競技責任者の会合                            | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第5会議室         |
|    | 13日           | 司法関係者・定着支援センター・ワーキングの三者会合                    | 神戸市  | 兵庫県印刷会館4階 円卓会議室          |
|    | 15日           | 兵庫県への政策提案と予算要望に対するヒアリング                      | 神戸市  | 県民会館                     |
|    | 16日           | 第3回会長・副会長会                                   | 神戸市  | 兵庫県母子会館2F、事務局            |
|    | 21日           | 触法プロジェクト第5回ワーキングチーム会合                        | 神戸市  | 神戸市立生田文化会館 第5会議室         |
|    | 22日           | 播淡地区触法研修会・触法プロジェクト第2回検討委員会                   | 姫路市  | 姫路市自治福祉会館                |
|    | 26日           | 第22回全国車いすマラソン                                | 篠山市  |                          |
|    | 29日～<br>10月1日 | 全国知的障害関係施設職員研究大会                             | 和歌山市 | 和歌山県民文化会館大ホール            |

編集  
後記

猛暑の記録を次々と塗り替えた今年の夏でした。日なたを歩くだけで体力も気力も消耗し、これほど暑さにうんざりという夏も近年ありませんでした。ようやく秋らしくなって、兵庫県知協NEWS「第74号」をお届けします。

春の総会でご承認いただいた一般社団法人化のことを今回は特集として組み、触法障害者地域移行支援事業の継続記事も掲載しました。これから、特に法制度改革と福祉行政の動向を見据えながら協会の役割を果たして参りたいと思います。また、年明け2月には、坂口通りの(新)兵庫県福祉センター5階に事務局移転をする運びになっております。ご支援とご協力をお願いいたします。(協会事務局:C.K)